

京都市告示第 584 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
久我の杜生涯学習プラザ 管理運営協議会	京都市久我の杜生涯学習プラザの施設及び付属設備使用料の徴収	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
京都醍醐センター株式会社	京都市醍醐交流会館の施設及び付属設備使用料の徴収	同上
京都醍醐センター株式会社	京都市醍醐駐車場の施設使用料の徴収	同上

(都市計画局都市企画部都市総務課)